

第 2 回

総務文教小委員会会議録

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日 (金)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第2回 総務文教小委員会

日 時 平成15年10月24日(金) 午後2時00分

会 場 一宮スポーツ文化センター 2F第2研修室

出席委員(9名)

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	服部 豊	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
	友定 良枝	一宮市学識経験者		青木 隆子	尾西市学識経験者
	橋本 照夫	尾西市学識経験者		葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
	松村真早美	木曾川町学識経験者			

議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議総文第1号 女性政策事業について

協議総文第2号 広報広聴関係事業について

(2) 提案事項

協議総文第3号 納税関係事業について

協議総文第4号 消防防災関係事業について

協議総文第5号 市(町)立学校の通学区域について

協議総文第6号 文化振興事業について

協議総文第7号 コミュニティ施策について

協議総文第8号 その他事業について

(3) 合併協定項目について

・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)

3. その他

・総務文教小委員会の日程について

4. 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 2 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日の出席状況ですが、委員総数 9 名のうちご出席予定が 9 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、前回ご提案申し上げました協定項目の附属資料はお配りしてございません。お持ちにならない委員さんは、恐れ入りますが、お申し出いただきたいと思います。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

梶田 信三委員長

皆さんこんにちは。大変お忙しいところ、第 2 回の総務文教小委員会にご出席をいただきありがとうございます。

本日の第 2 回の総務文教小委員会は、お手元に資料がいつていると思いますが、大変多くの項目についてご協議をいただくことになっておりますので、皆様のご協力をいただきながら、円滑な会議運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、早速始めます。

はい、事務局。

森 輝義事務局長

先ほど申し遅れましたが、常川委員さんから、都合により少し遅れるという連絡が入っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

梶田 信三委員長

はい、わかりました。

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

協議に入る前に、大変申し訳ないことですが、第 1 回の総務文教小委員会の会議録を皆様方にご送付してあるところだと思っております。その中で、一部、誤字がございました。今、お手元にお持ちでない方は、また、ご自宅に帰られてご訂正の方をお願いしたいと存じますが、24 ページの川井勇副委員長さんのご発言の中で、後段から 3 行目のところでございますが、「総合副団長もやられて」というところがございますが、これは「消防団長」の誤りでございます。お詫びして訂正申し上げます。

梶田 信三委員長

はい、わかりました。委員の皆さん、そういうことでございますので、消防団長さん、これは葛谷委員さんのことでもありますので、ご訂正のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、協議総文第1号の女性政策事業についてを議題とさせていただきます。

先般、9月24日の第1回の小委員会で提案をされまして、皆様方にご協議をいただき、各市町へお持ち帰りになられたと思います。前回、一部の皆さん方から調整方針（案）の修正をというようなご要望もございました。事務局から修正された形で調整案を示されております。事務局の方でその修正案について、ご説明をお願いします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

各委員さんのお手元の方に配付させていただきました女性政策事業の調整方針（案）について、各委員さんの方から出ました、もう少し充実させる方向性を出したらどうだというご意見を踏まえさせていただきます、調整方針（案）を一部変更させていただきます。調整方針（案）を読ませていただきます。

男女共同参画事業については、合併時に一宮市の制度に合わせるものとし、今後もより一層の充実を図るものとするというふうに改めさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

梶田 信三委員長

今、事務局から説明がございましたけれども、先回は、たしか調整方針案の中で「今後もより一層の充実を図る」と、この文言がなかったと。それをつけ加えさせていただいたということですが、この調整案につきまして、皆様の方からご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

梶田 信三委員長

ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

梶田 信三委員長

わかりました。異議がないようでございますので、この調整方針（案）のとおり決めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、広報広聴関係事業についてを議題とさせていただきます。

前回、若干皆さんの方からご意見が出ておりましたが、それぞれ冊子等もお持ち帰りをいただきご検討されたと思いますが、その結果についてご意見がございましたら、ぜひお願いをいたしたいと思います。

はい、友定委員。

友定 良枝委員

まず、夜の町長室の方なのですが、先回の事務局の廃止理由はなるほどと思いましたが、住民の立場としましては、すごく画期的ないい制度なので、続けていただきたいという気持ちがあります。そして、たとえ36万都市になったとしても、やり方の工夫次第で存続可能ではないかというふうに思います。それと、一番大事なのは、今度新しい市の市長さんがどなたになれるかわからないんですけど、その方の気持ちが一番大切で、事務

局とか、私たち委員が判断するべきものでないように思いますけど、その点は、どう考えてみえるのか、教えていただきたいのですけど。

梶田 信三委員長

はい、これに対して、事務局いかがですか。

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

先般、この木曾川町でやっておみえになります夜の町長室についてご意見をいただいたときに、私の方からお答えさせていただきましたのは、今、友定委員さんおっしゃったように、大変失礼な言い方もかもしれませんが、3万余のまちでできたとしても、37万となったときに、こういった体制がとれるのかというようなことでお答えしたような記憶がございます。

今、友定委員さんおっしゃったように、私どもが、あるいはここでの委員さんのご発言をもって、やる、やらないを決めるのはどうかということですが、私もその点に関しては、それでいいのかなど。ここで協議をする中では、一旦その事業は廃止させていただくということで決定させていただいて、新しい市の首長の判断に任せてはどうかということについては、異議はございません。

梶田 信三委員長

ただいま事務局から説明がございましたけれども、友定委員さんいかがでしょうか。

友定 良枝委員

ということは、この市民ポスト等というところに書いてありますこの項目を外して、今度の市長さんの判断に任せるということで、存続するかどうかというか、廃止するというのは今決まらないということですよ。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

いえ、そうではなく、この8の市民ポスト等というところで、木曾川町のこの夜の町長室は、一旦この一宮市の制度に合わせるということで廃止させていただいて、新しい市の長の判断を仰ぐということでご理解を賜りたいと存じます。

梶田 信三委員長

どうでしょうか。

友定 良枝委員

ちょっと今すぐ返事はできないのですけど、木曾川町の方、どう思ってみえるか聞いてみたいのですが。

梶田 信三委員長

じゃ、他の委員さん、ご意見ございましたら、お願いします。

はい、どうぞ、松村委員さん。

松村 真早美委員

直接、山口町長の方にお伺いしてきましたが、前回の説明のときにリピーターさんが多いですということをおっしゃられたわけですが、リピーターの方は余りいないそうなので、その辺、ちょっと説明が違っていたのかなというところがありました。

確かに、とても貴重な時間だとは思いますが、できることなら残していただきたいなとも思うのですが、例えば、その30何万になったとしても、ここにあるような利用、全部の時間から時間まで予約をとってくださいますとか、そういう方法であれば存続は可能ではないかと思うのです。その予約待ちということが出てくるかもしれないですけど、そのたった2時間でも空けてくだされば、それは可能だと思うので、できれば残していただけたらなと思うんですが、この項目が全く削除されるのもちょっとどうかなという気がします。

梶田 信三委員長

他の委員さんは、ご意見ございましたら、いかがでしょうか。

事務局はいいですか。

事務局。

伊神 正文事務局課長

同じようなお答えになって大変申し訳ありませんが、私も一宮市の職員でありまして、私どもの市長の平日、あるいはその夜間の日程は、全部はつぶさにわかっているわけではございません。しかしながら、やはり28万都市の市長ともなれば、相当ハードなスケジュールで、夜も日程が詰まっている状況であります。ですから、今回この件に関しましては、なかなかご納得いただけないのかもしれませんが、一旦、廃止させていただいて、新たな市長の判断のもと、これを実施するかどうか、新しい市の市長の判断に任せたいというふうに考えております。

梶田 信三委員長

事務局からそのような回答がございました。私は一宮の立場で、議会の立場でございませぬけれども、大変、今事務局の話にございましたように、確かに市長は忙しいです。公務多忙でなかなかそういう時間がとれないということですが、皆様方からこういう要望の意見があったということも市長に申し伝えて、できればということはどうでしょうか。それでご納得いただければ、そのようにお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、総務第2号の広報広聴関係事業につきましては、この原案のとおり。

(「ちょっと委員長」と呼ぶ者あり)

梶田 信三委員長

ああ、ごめんなさい、服部委員。

服部 豊委員

先ほどから論議になっているこの市民ポスト等に関係しての町長室ですけど、そういう形でやむを得ないのかなと思うのですけれども、やっぱりこれからは開かれた市政というのですかね、そういうことに十分留意していくべきだと思います。人口云々と言われましてけれども、長野県の田中康夫知事なんか、県知事でもガラス張りの知事室にして、いつ

でも県民の人が会えるということのようですので、その点は十分留意していただきたいと思います。

それで、この広報広聴関係で、前回ほかにもいろいろ要望等出ておりましたね。市内施設めぐりの問題については、これは新しい市になった場合に、一宮の出身の人は旧尾西や木曽川町のことはよくわからないのではないかと。逆に、尾西の人は、木曽川や一宮はわからないのではないかとということで、市内をよく知るということで、これ必要ではないかという意見が出ています。またそれは検討するというお話だったと思うのですが、これについては、事務局から調整案、何も出ていません。最初原案どおりでいきたいということなのですか。どういう検討をされたか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、広報ファイルについても、私が意見申し上げたのですが、別にそれにいつまでも拘泥するつもりはありませんけれども、どういう検討をしていただいたか、教えていただきたいと思います。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

今、服部委員さんの方から出ました市内の施設めぐり、広報ファイルについては、いろんな委員さんから、そういった存続、あるいは形を変えての事業の展開というような趣旨の発言があったのは、そのとおりでございます。

それで、私もそのときに、最後に申し上げましたのは、とりあえず提案申し上げていますので、次回、今日のことでございますが、ご協議いただくときには、とりあえず、その資料はその前のままご議論いただくと。9名の委員さんの中で、やはり続けた方がいいということで皆様方の賛意が得られれば、その時点で修正をさせていただくことはやぶさかではないというふうに申し上げましたので、今のことについて、各委員さんのご意見を聞いていただいて、皆様方のご意見がそうであれば、修正させていただこうというふうに考えております。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

事務局の答弁はそういうことでございます。他の委員の皆様方のご意見を聞きながら、修正すべきものは修正するというところでございますので、ほかの委員さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、とりあえず今の市内施設めぐりについて、いかがでしょうか。存続させた方がいいというご意見がございましたが、この際という、他の皆さんのご意見を、忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、青木委員さん。

青木 隆子委員

すみません、私も一宮市の施設を見せていただいて、場所はあそこかなということがわかるぐらいで、行ったことがあるのは博物館ですかね、そのぐらいですね。これからは、また環境センターとか、エコハウス138とか、こういうところというのは、やはり見せ

ていただくと、子供がそんなに興味がなくても行ってみたいと思います。

梶田 信三委員長

どちらかと言うと、残したらどうかというようなご意見だと思います。

他にどうでしょうか。

川井 勇副委員長

失礼します。木曽川の川井でございます。

先ほど服部先生からお話がありましたように、広報ファイルとかね、特に私は市内の施設関係をよく知るということは、これからお話も先に出てくるかと思いますが、先の新聞でも一応編入と、このようなお言葉が新聞にも出ていました。そういう状況でいきますと、私ども、一宮・尾西さんは今お話がありましたように一部しか存じておりません。そういう関係から、しばらくこの新市ができ、動向がおさまるまでもこれを実施されれば、私は市民サービスになるのではなかろうかと、このように考えます。

以上です。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

この皆様方のご意見を伺っていますと、やっぱりそういう市内施設めぐりも残した方がいいというようなご意見が大勢のようでございますが、そのようにさせて、要望することにしてもよろしいでしょうか。

友定委員。

友定 良枝委員

すみません。前回私が言ったのですが、これをこのまま続けるというんじゃなくて、リニューアルというか、新しい市になってという意味合いで言ったのですが、そういう意味で続けていただきたいなということです。

梶田 信三委員長

わかりました。いずれにしましても、新しい市になれば、当然今までのいろいろやり方を見直しながら、新しい市に合った方向でぜひご検討してはどうかと思います。

事務局、そういう形でどうでしょうか。

事務局。

伊神 正文事務局課長

前回、この市内施設めぐりのご説明、廃止するといった調整方針でご説明したときに、この市内施設めぐりというのは広聴事業で続けるということですが、その趣旨は少し失われているというようなことを申し上げました。それと、そのときには申し上げなかったのですが、私ども一宮市では、今、行政評価を実施いたしております、この親子施設めぐりというのは、その評価としてDランクで、廃止を検討すべき事業というふうに位置づけられているということでございます。

今、各委員さんから継続というお言葉をいただいておりますが、私どもは、もし続けさせていただくならば、この親子施設めぐりではなく、やはり合併を機に、それぞれの合

併前の市町の方が違ったところを見学するといった趣旨のもとで、親子ではなく一般希望者が見ていただけるような施策にしていきたいと考えております。

それも、やはりこの制度を長々続けることについては、コストの問題、あるいは行政がこれを継続してやるべき事業かということを経験すると、できれば合併時に、その初年度1回に限らせていただくというふうに考えております。もし、それで参加者、あるいは新しい市民の皆様方から要望が強ければ、その後また検討させていただくと。とりあえず1回限りでやらせていただいて、その後は、その様子を見てからということさせていただこうというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

梶田 信三委員長

ただいま、事務局からそのような意見がございました。合併を機に、とりあえずやってみて、その結果を見ながら、またそれ以後も存続するか否かということを検討したいということですが、皆さん、いかがでしょうか。そんなところで、それでいいですか。

(「それでいいじゃないですか」と呼ぶ者あり)

梶田 信三委員長

はい、わかりました。

じゃ、そんなところで決めさせていただきたいと思います。

伊神 正文事務局課長

調整方針(案)を配らせていただきます。

(調整方針案配付)

梶田 信三委員長

では、調整方針案につきましては、お手元に配付をさせていただいたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それと、もう一点の広報ファイルの件でございますけども、他にご意見のある方はございませんか。

はい、友定委員。

友定 良枝委員

私は一宮に住んでいますが、実際なしになっても正直言ってそれほど困ってはいないので、前回、尾西の委員の方から言われたように、確かに初年度というか、合併の記念に1回だけ配るというのもいいのかなと思ひまして、そのときには、記念号みたいな形で、市の花とか、市の木とか、市民憲章とか、主な市の、例えば消防署だとか、市役所の電話番号とか入れて、本当に永久保存版ではないんですけど、そんな感じで長い間使える、そういうものをつくっていただきたいなと思ひます。

それと、この尾西で83万円、木曽川で45万円という数字が出ていますけど、私にとってはこの数字がとても大金だなという感覚なので、やはり、もし廃止じゃなくしてつくるというふうでしたら、初年度だけというふうをお願いしたいんですけど。

梶田 信三委員長

はい、ご意見がございました。初年度だけつくったらどうかというご意見でございます

が、他にいかがでしょうか。

(「なかなかいい意見ですね」と呼ぶ者あり)

梶田 信三委員長
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

梶田 信三委員長
はい、わかりました。じゃ、先ほどの市内めぐりと一緒とは思いますが、とりあえず合併記念、初年度だけつくってくれというようなご意見ですが、そのように、事務局、いかがですか。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長
結構でございます。

梶田 信三委員長
はい。

伊神 正文事務局課長
調整方針(案)をご用意してございますので、配らせていただきます。

(調整方針案配付)

梶田 信三委員長
お手元の方に、それについての調整方針(案)の配付をしていただいたようです。合併時に統一したファイルを作成し、各世帯に配布をすると。以後は必要に応じて作成するという文言になっておりますので、これでよろしいでしょうか。

じゃ、このようにお願いしたいと思います。

それでは、協議事項のその広報広聴関係、あと、その他の項目については、前回の提案どおりでよろしいでしょうかね。

はい、よろしいということでございましたら、協議総文第2号は、このような修正案のとおり承認をされましたので、よろしくをお願いします。

続きまして、次は提案の事項でございます。

本日、最初の提案事項として、協議総文第3号、納税関係事業について、事務局から説明をお願いします。

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長
失礼いたします。

お手元の次第、3ページをお願い申し上げます。

協議総文第3号、納税関係事業について、協定項目第23-5号でございます。調整方針を読ませていただきます。

1. 尾西市・木曾川町の督促手数料については、一宮市の制度を適用し、合併時に廃止する。

2. 納期前納付報奨金については、同一の制度のため現行のとおりとする。

3. 口座振替については、一宮市の制度を適用する。

4. 納税組合については、一宮市のみ現行どおり実施するものとする。

お手元に配付させていただきました協議附属資料、23 - 5号の納税関係事業をお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

項目1の督促でございますが、今申し上げたとおり20日以内に督促状の発送というのは、これは法に従っており、同様でございます。しかしながら、その手数料でございますが、一宮は徴収していない。それから尾西市が100円、木曽川町が50円ということで、この分をいただいておりますが、調整方針を見ていただきますと、一宮市の制度を適用し、合併時に廃止するということにさせていただいております。手数料については、今後は、合併後は徴収しないということで調整がなされております。

次に、2の前納の報奨金でございますが、これについては、2市1町同一のため、現行のとおりとさせていただきます。

すみません、この項目でちょっとミスプリントがございまして、その項目の中の交付率の下ですが、「前期前納付額」と書いてありますが、これは「納期前納付額」でございます。「前」という字の方を「納」という字に変えていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

次に、3の口座振替でございますが、口座振替の金融機関の数が一宮市は19であります。それから、尾西市が11、木曽川町が7ということで、調整方針を見ていただきますと、一宮市の制度に合わせるということで、より広い金融機関をもって振替がいただけるということにさせていただいております。

次に、4の納税組合でございます。これも調整方針を見ていただきますと、一宮市のみ現行どおり実施するということで調整がなされております。一宮市においては、現在、53組合がまだ存続しております。組合員1人当たり年間1,000円の補助金額が出ているということでございます。尾西市におかれましては、現在204組合でございます。しかしながら、今年度から来年度にかけて、この納税組合のあり方を検討されるということでございますので、今の段階で合併後の組合のことについての言及はちょっと控えさせていただきたいということでございます。次に、木曽川町においては、15年度中に納税組合を廃止するということでございまして、再度、調整方針を見ていただきますと、一宮市の制度のみ残すということでございます。

はねていただきまして、2ページ、3ページでございます。田原市の先進事例と、地方税法の抜粋をつけさせていただいております。

以上でございます。

梶田 信三委員長

ただいま事務局から説明がございましたけれども、ただいまの事務局の説明に対して、皆様方の何かご意見がありましたら、お願いをいたします。

はい、友定委員。

友定 良枝委員

質問ですけど、1の督促手数料なのですが、意味があって、尾西市さん、木曽川町さんはお金取ってみえたと思うのですが、徴収しないという方針に決めた理由と、これを徴収しなくても、どういうふうに思ってみえるのか。尾西市さんと木曽川町の担当の方にも、ちょっとそこのところをお聞きしたいのですが。お願いします。

梶田 信三委員長

はい、事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

まず、この督促手数料を廃止したという理由でございますが、督促ですので、税金を滞納してみえる方に出す手紙でございます。この100円、50円という額をまた加算することによって、またこの納付が遅れるとかいったことも考えられるということでございます。それと、今数値は持っていませんが、県内、あるいは全国見渡しても、取っているところは少数ということでございます。

それから、この調整方針（案）について、尾西・木曽川の方はどうだということのお尋ねでございますが、分科会長は出席しておりますが、すべての職員が出席しているわけではございません。そもそも、この調整方針（案）は2市1町で十分時間をかけ協議した結果を小委員会の議題として提案させていただいているのであって、個々個別のその議題に対して、どこの市町の方はどうですかという質問は、お避けいただきたいと考えております。

梶田 信三委員長

今、事務局の説明ありましたけども、いいですか。

友定 良枝委員

私が調べたところが間違っているのかもしれないのですが、督促手数料を何か取っているところが多いと聞いたんですね。それで、今皆さんご存じだと思うのですが、どこの市でも赤字財政なんですけど、確かに100円とか50円取ることによって滞納が増えるというのはいいことじゃないかもしれないのですが、取っているところが少数というのは、それは本当のお話なんですか。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

ただいま手元に資料がございませんので、申し訳ありませんが明確なお答えはできませんが、担当の方からはそのように聞いております。

梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

後藤 和夫一宮市総務部収税課長

一宮市の収税課後藤でございます。

愛知県下だけでございますが、取っているところが、実は32市あるわけでございますが、一応調べてみますと、豊橋市さんが100円、犬山市さんが60円、岩倉市さんが50円、尾西市さんが100円、それで豊川市さんにおいては今後やめられる予定をしておるということを聞いております。

以上です。

梶田 信三委員長

各市町の状況はわかりましたけど、その32市のうち何市がそれを取って、何市が取っていないか、その辺を教えていただかないと、ちょっと判断に苦しむだろうと思うのですが。

後藤 和夫一宮市総務部収税課長

田原市ができましたので、31から32市となりました。そのうち、やっておりますのは、現在では、一宮を含めまして6市でやっておいでになるという形であろうと思います。

(「一宮市はやっていない」と呼ぶ者あり)

後藤 和夫一宮市総務部収税課長

失礼しました。5市であります。

梶田 信三委員長

32市のうちで5市が徴収をしているということですか。

後藤 和夫一宮市総務部収税課長

しているということです。

梶田 信三委員長

5市が徴収をしているということですね。どちらですか。

後藤 和夫一宮市総務部収税課長

5市がやっているということです。

梶田 信三委員長

そうですね。ということは、徴収していないところの方が多いと、ほとんどが徴収していないということですね。それでいいですね。

というようなご説明ですけども、どうですか。

あと何か。

はい、服部委員。

服部 豊委員

4番目の納税組合についてでありますけれども、これ一宮市のみ現行どおり実施するという調整方針ですが、やはり新しい市の全域が公平な扱いということが原則だと思うので、ですから、今の尾西市や木曾川町における納税組合のあり方は、これは見直しされるのでしょうかけれども、一宮市に準じた形での納税組合のあり方を模索していくといいですか、考えていくということでない、地域的な不公平感が、不公平な扱いということになってきますよね。ですから、そういう形での調整方針に改めていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

一宮市の納税組合につきましては、先ほど申しました1人当たり年間1,000円という補助金額が現在出ておりますが、従前はその扱い額の何割という形で出ておりました。5%、3%、1.5%と順次減らしてきて、今は1人当たり年間1,000円ということで、今残っているのは53組合でございますが、従前はこれの10倍近いところの数が納税組合として残っておったということでございますので、トレンドといたしましては、これは廃止する方向で一宮市の方も向かっているということでございます。

ですから、この53組合が合併時までにはすべてなくなるということは、まだ今の段階では考えられませんが、合併後もとりあえず一宮は残すのでありますが、順次廃止の方向であるということで、ご理解を賜りたいと存じます。

梶田 信三委員長

はい、服部委員。

服部 豊委員

そういうことをやはり明文化していくべきだと思います。とりあえずは現行どおり、だが、速やかに廃止をしていくということを入れるべきですね。

梶田 信三委員長

はい、わかりました。この問題につきましても、次回でまた協議をいただきますので、今日は提案にとどめさせていただきますので、また持ち帰りいただいて、十分検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、協議総文第4号、消防防災関係事業について説明をお願いします。

事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

4ページをお願い申し上げます。

協議総文第4号、消防防災関係事業について、協定項目第23-6号。調定方針を読ませていただきます。

1. 消防防災関係事業については、原則として一宮市の制度を適用するものとする。
2. 少年消防クラブ等の防火協力団体については、原則として一宮市の制度に統合するものとする。
3. 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。
4. 防災会活動の推進については、一宮市の制度に合わせるものとする。また、自主防災組織への補助金については尾西市の制度を適用するが、訓練実施組織への補助は廃止するというところでございます。

恐れ入ります。附属資料の消防防災関係事業をよろしくお願いいたします。

はねていただきまして、1ページでございます。

項目といたしまして、1の消防車両でございます。それぞれ2市1町で現有の車両を掲載させていただいております。調整方針を見ていただきますと、現有車両を継続して使用

するが、車両整備計画については、新市において新たに作成するものということでございまして、計画をつくって順次更新を図っていくということでございます。

次に、2の消防水利でございまして、これも見ていただいたとおりの現有数を書かせていただいております。調整方針でございしますが、現有の消防水利設備を使用するが、各市町の設置計画を新市において作成するものとするということで、今後も充実する方向で考えていきたいということでございます。

次に、3の応急手当普及啓発でございまして。これは、一宮市がこの書かれています5つの事業をやっておりまして、2市1町の中では一番充実した制度であるということでございまして、一宮市の制度に合わせるものとするという調整をさせていただいております。

次に、4の防火協力団体でございしますが、これも一宮市を見ていただきますと、少年消防クラブ、あるいは婦人消防クラブ、幼年消防クラブということで、3つの大きなくくりの消防クラブがございまして。尾西市においては少年消防クラブが7クラブ、木曽川町においては、同じく少年消防クラブが3クラブということで、今後の調整方針でございしますが、一宮市の制度に合わせるといったことで、2市1町にも、婦人消防クラブ、あるいは幼年消防クラブといったことを拡大してまいりたいということでございます。

それから、2の一宮市危険物防火安全協会でございますが、これは2市1町で同じ組織があるようでございます。設置年月が若干違うようではあります。合併後、速やかに統合をしてみたいということでございます。

はねていただきまして、2ページでございます。

5の地域防災計画及び主な災害対策ということで、一番上、地域防災計画でございまして。これは、当然のことながら、2市1町で防災計画を持っておりまして、合併した折には、新たな市において策定をし直すということでございます。

次に、災害時の対策事業といたしまして、それぞれ、防災備蓄品の整備であるとか、避難所用資機材の整備とか、食糧の確保、耐震性貯水槽の整備といったものをやっております。調整方針を見ていただきますと、耐震性貯水槽については、一宮市の整備方針、小学校区単位となっております、に合わせるものとするということでございますので、まだ一宮においても、尾西においても、木曽川においても、その数が小学校区単位ですと、もう少し増やさなければいけません。この方針に基づいて順次増やしてみたいということでございます。その他については、新市において調整させていただこうということでございます。

3の地域防災無線でございしますが、合併後、速やかに統一をするということで、周波数が違っておりますので、周波数の統一を図ってまいりたいということでございます。

4の街頭消火器でございまして。現況を見ていただきますと、一宮市が8,300本、尾西市においては1,600本ということでございます。木曽川町には、こういった制度はございません。一宮市の制度に合わせ順次ということでございます。木曽川町にも、あるいは尾西・一宮も順次新たな設置を増やしてみたいということでございます。

次に、5の避難所、避難場所でございますが、これも、それぞれ市町でいろいろ避難所

を設置しておみえになります。結論から申しますと、調整方針で地域防災計画、一番上でございますが、これを新たに策定する折に、あわせて調整を図ってまいりたいということでございます。

次に、6の携帯電話等災害時緊急情報伝達システムでございますが、これは一宮市のみで15年度から始まった事業でございますが、メールアドレスを登録していただきますと、災害が起こったときに、その災害情報がお手元のその携帯電話等にメール送信されて、その情報が瞬時につかめるというものでございます。これは、尾西・木曽川にも広めてまいりたいということでございます。

次に、3ページでございますが、自主防災組織等の育成指導ということで、現在の2市1町の防災会の設置状況を書かせていただきました。一宮が98%、尾西が69%、木曽川町がすべての町内ということで100%でございます。それから、あと資機材の助成事業がそれぞれ市町で行っております。それで、調整方針を見ていただきますと、一宮市の制度に合わせるということでございまして、一宮・木曽川においては、防災会ごとに同一の数量を配布しております。その設置されたときに配布しているというものでございます。尾西市は、世帯数、あるいは班長の数によって配布数に差がつけられているようでございまして、これは一宮市の制度に合わせるということで調整がなされております。

次に、その3の防災会活動の推進でございますが、これも調整方針を先に見ていただきますと、一宮市の制度に合わせるということでございまして、尾西市においてやっておみえになります。の訓練実施組織への補助、あるいはの資機材購入費補助でございます。これについては、尾西市の制度を適用するものの、訓練実施組織への補助は廃止させていただきたいということでございます。そのの方の資機材購入費補助については、見直しの上、実施するというものでございますので、この対象の購入品目、あるいは補助率等を総合的に見直して、全市において実施してまいりたいということでございます。

次に、7の防災知識の普及・啓発でございますが、総合防災訓練は、それぞれ市町で年1回やっておみえになりますので、統一して1カ所で実施してまいりたい。あと、2の市民防災センターについては、これは一宮市のみでございますので、これは2市1町合併して、また尾西・木曽川の住民の方にもご利用いただければということでございます。あと、3、4、5につきましては、防災講話の実施、あるいは広報誌等による意識啓発、防災ビデオ貸し出しは、合併時に統合して、今後も充実して実施してまいりたいということの調整方針でございます。

4ページにおきましては、現在の2市1町の消防本部、消防署の組織体制を書かせていただきました。5は先進事例、6ページにおいては消防組織法、あるいは災害対策基本法の抜粋をつけさせていただきました。

以上でございます。

梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から各般にわたって説明がございましたが、何かお気づきのほかに、不

明な点がございましたら、どうぞ、ご意見をお聞かせください。

はい、葛谷委員、どうぞ。

葛谷 昭吾委員

ここの7についてですけどね、防災知識の普及及び啓発について、ここの1番の総合防災訓練ですが、各市町、年に1回やっておられまして、統一して1カ所で実施すると。この1カ所でしていただくのは結構ですけど、特に大きい地震の場合は、この地域全体に被害が出ると思いますので、実施を1カ所でもよろしいですけど、それぞれ同時に各場所で一斉に訓練をしていただくと。実際に災害に遭ったときには、それぞれ自分のことは自分で守るといふ、基本的な動作が行えることと思いますので、それぞれの、一宮市でいきますと連区ですか、木曽川でいきますと区ごとに一斉に防災訓練をやっていただいた方がいいんじゃないかと思っております。

梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

若月 和之消防分科会長

一宮市消防本部総務課長です。

それで、本日、防災のスペシャリストとして予防防災課長が来ておりますので、発言の方、よろしいでしょうか。

梶田 信三委員長

どうぞ、お願いします。

大野 竹良一宮市消防本部予防防災課長

一宮市予防防災課の大野です。

ここに記載させていただきましたのは、総合防災訓練でありまして、一宮市の総合的な防災訓練を1カ所でやると。ただ、現在でも、その各連区ごとに防災訓練をやっております。合併後も総合的な防災訓練は1カ所で実施して、そのほかに尾西さん、木曽川さん等の地区でも、地区ごとの防災訓練はやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

梶田 信三委員長

ただいまそういう説明がありました。

葛谷 昭吾委員

もう1点、ちょっとお聞きしたいですけど、自主防災組織ですが、木曽川町は100%各町内に自主防災組織ができておりまして、それぞれ訓練をしておりますけど、一宮市さん、尾西市さんの方は、それぞれの自主防災組織の地区ごとの訓練はどの程度やってみえますかね。

梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

大野 竹良一宮市消防本部予防防災課長

実際に自主防災会の設置状況、一宮市ですけども、設置状況は、設置率が98%というこ

とで、非常に高い数字でありますけれども、なかなか各防災会の訓練等は実施されていないのが現状であります。ただ、担当課といたしましては、各防災会の方へ常々お願いしております、特に、最近では、東海地震、東南海地震の発生が危惧されておることから、非常に市民の方の意識も高まってきております。訓練等も徐々に増えておるのが現状であります。

以上です。

梶田 信三委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

はい、青木委員さん、どうぞ。

青木 隆子委員

すみません、私も、総合防災訓練というのは尾西市でも開かれていて、今年はどこそこだねという意識で参加しないと、その地域の子も会なり何なり、関係者が参加という形で、余り尾西市の中でも離れていると参加しないものですから、今年はこの小学校区域だねという感覚なのです。それで、これが総合防災訓練となると、もっと遠くなるということ、これがもし1回で、総合になるとすれば、自主防災組織の方を一番密着した地域で強力にしていかなければいけないのではないかと思います。

それで、うちの地域にもありますけれども、自主防災組織に参加される方の年齢層がかなりお高いということで、私も自分が参加していないので余り言えないのですけれども、もう少し幅広い年齢層が参加できるような形にしていかないと、生きてこないのではないのかなと思います。

梶田 信三委員長

はい、貴重なご意見でございますけど、これ制度の中のこれからのいろいろと取り組みの問題だと思えます。だから、そういうことも踏まえて、今後、実効ある自主防災組織と申しますか、そういうものも建設を進めていかなければいけない、このように思いますが、これは、そういうことも要望しておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

ほかに。

はい、服部委員。

服部 豊委員

総合防災訓練というのは、市が一つになれば、年に1回、1カ所で統一して行うということになるのは、これ自然だと思いますけれども、ただ、そうなると、市の規模が大きくなればなるほど、市民にとっては、だんだん遠く感じるようになるわけですので、それを補完する意味合いで、町内ごとの自主防災活動をより活発にするということが必要だと思うのですけれども、これを見ますと、資機材の購入費補助は見直しの上、実施するということになっておりますが、この訓練実施組織への補助というのは、これはもう廃止だというふうに調整方針で出されております。

私も、より活発に防災活動をやっていただきたいと思うわけですが、金は出さな

いけど実施だけせよというのはなかなか難しい問題だと思うのですね。別に何でもお金で動かすという意味で言っているわけではないのですけれども、少しでも活動をより活発にしていこうと思えば、それなりのお金も必要になると思います。ですから、これは少し見直し、尾西市に合わせるという形にするべきではないかなと思うのですが、金は出さずにより活発になるのでしょうか。少し教えていただきたいと思います。

梶田 信三委員長

はい、事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

この訓練実施組織への補助ということで、1世帯当たり訓練されたところへ100円出すということでございますが、これは、少々言葉が乱暴で、こんな言葉を使うべきではないのかもしれませんが、行政として、ばらまきのたぐいの出費になっているんじゃないかというふうに考えまして、この際、廃止させていただこうということでございます。その100円を出されることによって、よりその防災訓練が充実されるとか、参加者が多くなるとかいったものではないように考えております。

ですから、これに関しましては、その資機材購入費補助は、尾西市のいいところを全市に広げさせていただこうと思いますが、この1世帯当たり100円というのは、今申しました理由によって廃止させていただこうということでございます。

梶田 信三委員長

はい、葛谷委員。

葛谷 昭吾委員

今の自主防災訓練についてですけど、私の町内は年に2回、春と秋に訓練しておりますが、そんなにお金はかかりません。町内会費の中で十分間に合ってやれますので、これは、お金をもらってやるじゃなくて、自分たちのことなので、自分たちの町内で勘考してやれば、別に経費は余りかからないと思います。

以上です。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。身近にご関係の方がお見えになりました。

はい、服部委員。

服部 豊委員

私も別にお金を出して奨励するというのは本意ではないですよ。ただ、出さなくなって、果たして活発に活動していただけるかなということを心配して申し上げただけなのです。出さずにやっていただければ、そんないいことはないわけですから。どうせ出しても、恐らくジュース代ぐらいになっちゃうのでしょうかね。

それと、もう一つ、6項目目に携帯電話等災害時緊急情報伝達システムということで、一宮市の制度に合わせるということですが、たしか尾西市でも、今度12月、1月からこれに似たようなものを実施しようという計画になっているようですけれども、一宮市が現行でやってみえるのと同じですか。ちょっとお聞きしたいのですが。

梶田 信三委員長

これは、どちらの方からあれでしょうか。

はい、どうぞ。

山内 勝美副幹事長

尾西の助役です。よろしく申し上げます。

これにつきましては、この案が出た段階では、まだ尾西市では未実施でありましたので、記載がこのようになっております。それで、内容といたしましては、一宮市さんの消防本部から教えていただいて、ほぼ同様のことをやろうとしておりますので、結局は一緒になると思います。

梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

服部 豊委員

あと、その消防団のあり方だとか、あるいはこの消防署、消防本部のあり方については、今回は提出されていないということですか。今後出てくるということなのですか。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

消防の組織につきましては、合併協定項目の13番にございます事務組織及び機構の取扱いというところで、消防も含めて総合的に議論してまいりたいということでございますし、消防団の取り扱いについては、やはり調整項目の22番で単独でございますので、またその調整項目のところでご提案申し上げたいというふうに考えております。

梶田 信三委員長

はい、青木委員さん、どうぞ。

青木 隆子委員

すみません、別のところで、4の防火協力団体のところですが、一宮市少年婦人防火委員会、きっと婦人というのが、これからは女性に変わっていくのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

梶田 信三委員長

はい、どうぞ。

大野 竹良一宮市消防本部予防防災課長

ここは今言われるとおり、そういった話はここ二、三年前から出ております。これは、国が現在、こういう少年婦人防火委員会と、国の方の組織の名称を引き継いでおりますので、国の方から次第に変わってくると思います。そうなれば、当然一宮市の方も一宮市少年女性防火委員会として見直しがされ変わってくると思いますけど、現在、国の組織がこういう表記を使っておるということです。ご了承をよろしく申し上げます。

梶田 信三委員長

いずれは変わるようでございます。

ほかにございませんでしょうか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

この議案につきましても、また持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をしていただくということでお願いをしたいと思います。

続きまして、協議総文第5号、市(町)立学校の通学区域についてご説明をお願いいたします。

事務局、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

5ページをお願い申し上げます。

協議総文第5号、市(町)立学校の通学区域について、協定項目第23 - 24号。調整方針、読ませていただきます。

当面は現行どおりとするが、新市において小中学校通学区域審議会等を開催し、小中学校の適正規模と通学距離の適正化等について検討を行うものとするということで、調整がなされております。

附属資料の方をお願い申し上げます。市(町)立学校の通学区域でございます。

はねていただきまして、1ページでございますが、調整方針(案)、今読み上げましたことが書かれてございます。現況の2市1町の小学校、中学校を書かせていただいております。

はねていただきますと、2ページでございますが、簡単な地図に、中学校区区域と、それぞれの市町の小中学校をプロットさせていただいております。

あと、3ページにおいては児童数の見込み、それから、4ページにおいては生徒数の見込みの表の一覧を付けさせていただきます。

復唱になりますけれども、合併時までこの通学区域を云々することはなかなかやっぱり難しいということでございまして、合併後、この通学区域の審議会というものを立ち上げ、ここで検討してまいりたいということで調整がなされております。

以上でございます。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

葛谷 昭吾委員

この通学区域ですけど、現在、一宮市さんの方ですけどね、これ、昭和の合併前の北方町とか、あるいは浅井町、これはそのまま旧の市町というんですか、この連区の区割りのままで学校へ通っているということですね。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

概ねそうでございますが、例えば、西成と、あるいは大和等は、やはりその地域が広がりますので、中学校も西成ですと、西成中学校と西成東部中学校、あるいは、大和においては、大和中学校と大和南ということで、広いエリアについては若干細分化されておるということでございますが、原則はそのとおりでございます。

梶田 信三委員長

はい、葛谷委員。

葛谷 昭吾委員

点線で仕切りがしてありますね、点線外の学校へは行けないということですか、今。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

基本的にはそうでございます。

葛谷 昭吾委員

そうですか。それで、今度新しい市になった場合に、木曽川町の、私、玉ノ井ですけど、奥町の学校へ行った方が近いという区域もあるのです。これらも今度、新しい市になった場合は、その区域外の学校へも行けるといふうにさせていただくといいなと思っておりますけど。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

そういった要望も当然出てまいりますので、その通学区域の審議会というのを開催して検討していこうということでございます。しかしながら、その地域のコミュニティと申しますか、町内会との関連、あるいは子ども会との関連で、すぐ裏に小学校があるからそこに通うということが一様に言えないという部分があるかと思えます。私がここで申し上げることはありませんが、そういったことも含めて、審議会の方で議論され、決定されていくということをご理解を賜りたいと存じます。

梶田 信三委員長

よろしいですか。

ほかにはございませんでしょうか。

じゃ、このことにつきましても、またお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということをお願いをいたしたいと思えます。

それでは、続きまして、第6号の文化振興事業について、事務局、説明をお願いします。事務局。

伊神 正文事務局課長

6 ページをお願い申し上げます。

協議総文第 6 号、文化振興事業について、協定項目第 23 - 26 号でございます。調整方針、読ませていただきます。

1 . 文化、レクリエーション団体については、合併後 2 年以内に統合するものとする。

2 . 美術展については、合併時に統合するものとする。

3 . 文化財の保護、管理については、一宮市の制度に合わせるものとし、文化財めぐり等については、合併時に統合するものとする。

4 . 文化ホール事業については、現行のとおり継続し、尾西市民会館友の会については、新市においても適用するものとする。

恐れ入りますが、附属資料の方をお願い申し上げます。

1 ページでございますが、文化活動事業でございます。文化協会、一宮市は文化団体協議会と称しておりますが、それぞれの市町でございます。これについては、やはり民間の方が加盟して組織してみえる団体でございますので、合併前に調整を図るのはなかなか難しいということでございまして、合併後 2 年を目途に統合してまいりたいという調整でございます。

次に、2 のレクリエーション振興事業といたしまして、これは一宮市のみ、一宮市レクリエーション協会というのがございます。尾西・木曾川にはございません。このレクリエーション協会というのは、普通、レクリエーションと申しますと、スポーツ関連の団体というような認識かと思っておりますが、これは若干違っておりまして、民謡とか、墨彩画とか、将棋とか、趣味的な団体をレクリエーション協会として組織し、束ねているということでございまして、これも「文化団体協議会との」というふうに書いてございますが、1 の文化協会の統合の折には、一緒に再編を図ってまいりたいというような調整となっております。

3 の美術展開催事業でございます。美術展といたしましては、一宮市と尾西市において行われております。合併時に統合し、1 カ所で実施してまいりたいということでございます。

次に、4 の文化財保護事業でございます。文化財については、それぞれの市町、国指定、県指定、市、町の指定が幾つかございます。これについて、それぞれの補助金、あるいは委託料となっておりますが、そういった金銭面の補助をし、保存していこうという趣旨でございますが、一宮市の制度に合わせるということで、例えば、補助率を見ていただきますと、一宮市の場合でございますが、無形 3 分の 2 以内、有形 2 分の 1 以内ということで、14 年度の実績といたしまして 260 万余の実績がございます。やはり 2 市 1 町比べますと充実しているのかなということでございまして、一宮市の制度に合わせようと考えていただいております。

はねていただきまして、一番上でございます。民俗芸能伝承保存事業補助金でございます。民俗芸能も広義でとらえれば文化財の範疇の中に入るものでございますが、この民俗芸能というのは、なかなか伝承が難しい、後継者がなかなか育たないということでござい

まして、特段、民俗芸能だけ別枠で、一宮市の場合はこういった補助制度、補助金を設けております。これについては、尾西・木曾川にも民俗芸能のたぐいがございますので、一宮市の制度に合わせるとさせていただいて、これも含めて伝承保存を図っていききたいということでございます。

次に、5の文化財保護意識の啓発・刊行物ということございまして、1の文化財保護意識の啓発というところで、一宮市の場合、市民文化財めぐり、それから尾西市においても文化財めぐり、それから木曾川町が町内歴史教室の開催ということで、それぞれ啓発を図っておみえになります。あるいは、刊行物もそれぞれお出しになっています。それについては、合併時において統合を図ってまいりたいと。それぞれというのは、その文化財めぐりと、それから刊行物のことを指しているものでございます。

次に、6の文化ホール事業でございますが、一宮市と尾西市において市民会館というのがございまして、それぞれ有料・無料の自主事業を開催いたしております。これは現行どおり、このまま続けさせていただこうというものでございますが、尾西市の2の尾西市民会館友の会というのがございます。これは、年会費7,000円を払っていただきますと、市民会館の有料事業等を無料で観覧できるという制度のようでございますが、これらを、尾西市のまま、そのまま続けるのでございますが、それを一宮市に広げるかどうかについては、合併後、速やかに調整を図るということで、一宮市にも広げることについては検討してまいりたいということで調整がなされております。

3ページにおいては、先進事例を3カ所ばかり載せさせていただきました。

以上でございます。

梶田 信三委員長

はい、ご苦労さまです。

ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

はい、服部委員。

服部 豊委員

質問でありますけれども、4項目目の文化財保護事業ですね、これ、現在それぞれの市町において指定されている文化財は、引き続き新しい市の文化財として、すべて指定するということですか。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

浅野 靖昌社会教育分科会長

一宮市の生涯学習課長の浅野と申します。

文化財保護事業につきましては、所管としましては博物館の所管でございますので、詳しいことは承知しておりませんが、現在のところ、そのまま引き継いで国・県・市指定ということで調整が図られておるということでございます。

以上でございます。

梶田 信三委員長

国・県が、それは当然ですよね、一宮市の制度に合わせるということですので、それぞれが新市になっても市の指定された文化財はそのまま移行されるというのが今の意見ようです。

ほかにございませんでしょうか。

ご意見もないようでございますので、この事案につきましてもお持ち帰りをいただき、次回の委員会でご協議をいただくということで、お願いをいたしたいと思います。

長時間にわたって協議をされております。このあたりで、10分ほど休憩をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

梶田 信三委員長

それでは、おそろいでございますので、再開させていただきたいと思います。

それでは、協議総文第7号、コミュニティ施策について説明をお願いします。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

7ページをお願い申し上げます。

協議総文第7号、コミュニティ施策について、協定項目第23 - 27号、調整方針、読ませていただきます。

1. 町内会の組織・謝礼・交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとする。

2. 地域集会施設建設補助事業及び地域活動用掲示板設置補助事業については、一宮市の制度を適用するものとする。

恐れ入ります。附属資料のコミュニティ施策の方をお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

1の町内会関係事業でございます。見ていただくとわかりますように、一宮市・尾西市・木曽川町、それぞれ町内会組織がございますが、一様ではございません。町内会の数といたしましては、一宮市が522町内会、尾西市が232町内会、木曽川町が84町内会ということになっておりますが、例えば、尾西、木曽川においては区長制度がある、一宮市においては連区長制度があるということでございます。その組織に対する依頼事務等、若干の市町によって軽重、差はございますが、大体同じようなものを行政の支えとしてやっただいております。その町内会に対する報償費、あるいは手数料、委託料等も、やっぱり組織が違うことによって、その金額、あるいはその出し方等も、市町によってばらばらの状態であります。

それで、調整方針を見ていただきますと、今の町内会の組織、謝礼、交付金等については、新市において一定期間内に調整するものとするということございまして、その市から、行政の方からお出しする謝礼や交付金、委託料についても、町内会の組織が新たなものにならないと統一が不可能ということございまして、この町内会組織というものは、

長年それぞれの市町において続けられた歴史等経緯があります。一朝一夕にどこかに合わせるといったことが、合併前までに調整するのはなかなか困難であるということをもちまして、一定期間内にとりあえずにさせていただいておりますが、合併後、調整を図らせていただいで統一をとりたいということでございます。

はねていただきまして、2ページの方でございます。

2段目のところに、それぞれ市町の報償費・手数料・交付金等の総額が書かれております。一宮市が1億200万、尾西市が2,380万余、それから木曾川町が1,700万余ということでございまして、これらの金額を、先ほど申しました町内会にどのように配布したらいいのかということを検討してまいりたいということでございます。

2の地域集会所施設建設補助事業でございます。これは、一宮市と尾西市で行われている制度であります。しかしながら、尾西市においては、下の方の印のところを見ていただきますと、平成16年末で廃止ということになっておりまして、こういった制度も16年度でなくなるということのようでございます。それで、調整方針を見ていただきますと、一宮市の制度に合わせるということでございまして、一宮の制度を見ていただきますと、例えば、新築、あるいは取得については、これは世帯数、町内会の世帯数によるわけでございますが、700万から1,000万、増改築については500万まで、改造については200万までという制度がございます。これを1市1町に広げさせていただこうということでございます。

次に、3の地域活動用掲示板設置補助事業でございます。これは、町内会に、いろいろな町内会の皆様にふれを出すポスターとかチラシ等の掲示をする掲示板、これについて、つくっていただいた町内会に2分の1を限度に補助をさせていただこうというものでございます。これも一宮市単独の事業でございますが、2市1町、新しい市においても続けてまいりたいということでございます。

3ページには先進事例を書かせていただきました。

以上でございます。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

はい、どうぞ。

橋本 照夫委員

3番の地域活動用掲示板についてですが、これは一宮市、木曾川町はどういうふうにおやりいただいているかわかりませんが、私の方は、いわゆる市の広報板という形で設置して、そこで案内のポスターとか掲示をしているのですけれども、これはぜひ必要ですし、可能な限り大きい方がいいと。もう、最近のポスターはやたら大きいものですから、重なって張っているというような状態が続いております。これは、一宮市の制度に合わせるということでございますので、これはやはり市民に知らせると、広報という意味からいって、ぜひお願いをしたいと思っております。

梶田 信三委員長

すみません、ここの尾西市さんの今、委員からお話ありましたけれども、尾西市さんについては、今の地域活動掲示板というのは市の方でおやりになっている、全部設置をされておるといふことでしょうか。

はい、どうぞ。

近藤 重幸事務局次長

尾西市企画部の近藤でございます。

今、橋本委員さんの方からお話が出ましたが、尾西市では、広報板ということで、各町内単位で1カ所、既に広報板等については設置をさせていただいているという実情でございます。

それで、ここに出ております案件については、主に地域の方がご利用になるものだというふうを考えております。私どもとしては、基本的には、市のものを中心に掲示していただきたいということで広報板の設置をさせていただいているということです。そのあたり、直接総務の方で担当をさせていただいておりますが、そのすり合わせの時点で、私も承知していないのですけども。掲示板としては今申し上げたような内容でございます。広報板としては、そういうふうな形で一応させていただいております。

梶田 信三委員長

はい、助役。

山内 勝美副幹事長

今、尾西市の内容はそんな状況でございます。ただ、一宮市の設置と数が町内単位で少し違うかもわかりませんが、尾西市の考えといたしまして、もし一宮市と同様な方法になれば、市の今設置したものを町内単位へ払い下げと言うとおかしいのですが、もらっていただいて、維持管理を一宮の制度に合わせたらどうかという考えでございます。

橋本 照夫委員

はい、わかりました。

梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、服部委員。

服部 豊委員

そうしますと、一宮市の方においては、市でもって設置している広報板ということはないということなのですか。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

ございません。

服部 豊委員

それですと、一宮市の制度に合わせるといふことで、地域活動用というよりも、そんな

りますと、尾西市において設置されているのは、市がPRしたいもの、あるいは市の方から許可を受けて張り出しているものということで、本来、例えば、町内だけで、廃品回収やりますよとか、あるいは、葬式がありましたとかいうのは、今は原則利用してはいけないということになっていますね。実際には利用されているようですけども、少し性質が変わってきますね。市の方においてお知らせしたいものをここで掲示するというよりも、町内でお知らせしたいものを掲示するという性質の広報板になるということですね。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

一宮市の掲示板は、今、服部委員さんおっしゃった、例えば、町内の盆踊り大会のポスターを張るということももちろん結構ですし、それから、行政が配布をお願いするポスター、これもこの掲示板の方にお張りいただくということでございますので、行政の案内チラシ・ポスターと、それから町内で全体のPR用、両方お張りいただくということでございます。

梶田 信三委員長

そんなことでございまして、使い勝手はある程度自由というかいろいろあります。

はい、青木委員さん。

青木 隆子委員

今の続きなのでですけども、私ども、小学校とか各学校へ伺う機会があって、学校の内容とか、学校での行事であるとか、学校の先生が思われていることとか、そういうお話伺うんですね。それは、私たちが地域の代表として呼んでいただくので、今度、自分たちが地域に帰って、それを本当は地元の皆さんにお知らせする立場ではあると思うのです。学校も、学校と地域と家庭と三者が一体になって子供を育てていかなければいけないというお話なのでですけども、学校に皆さん協力してくださいと言われても、地域としてどうかかわっていいかということ、地域の方はわからないのです。

自分の家に小さい子供がいて、学校へ通っていれば、学校からの情報はお手紙などでわかるのですが、先日、小学校から、県のアンケートで地域の方にもお願いしますとってアンケートをいただいたのですが、その中にも、地域が学校のことにに関して、どうかかわっていいのかがわからないということがありました。だから、学校の方から、もっと地域の人に向けて、子供のいる家庭だけでなく、地域の人に向けて情報を発信していただきたいので、こういう掲示板を使って、学校の行事であるとか、いろんなことを張っていただいてもいいのではないですかというふうに提案させていただきました。

それで、学校の方も、なかなかその掲示板を利用するという点に関しては、ちょっと抵抗があるというのか、以前に尾西市の方ですと総務課が管轄だということで、総務課の方にお聞きしたら、構いませんよというようなことはおっしゃっていただきましたけれども、こういうところを、どんどん学校の先生たちも抵抗なく使っていけるような形にさせていただけたらいいなと思います。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。貴重なご意見でしたけれども、一宮の場合、地元の町内で設置をいたしますので、どちらかという町内の皆さんの同意が得られれば、どうぞ、ご自由に使っていただいてもいいというような感じでございます。ですから、大いに学校とのいろいろ協力関係、PRもしていただければいいのではないかと思います。

あと、いかがでしょうか、はい。

服部 豊委員

そういう、地域活動用の掲示板の関係ですけれども、今お聞きすると、これは町内の人達で使う、そして、また市の方が張ってほしいものを張るということのようなので、そうしますと、現行の市の方で設置している広報板というものの取り扱いについて、項目を起こして一宮方式にするとか、そういうふうに確認をしないとまずいのではないかなと思うのですが、それについてどうでしょうか。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

私ども、尾西市のこの広報板ですか、これが行政主体で設置されているということ、申し訳ございません、私ども知らなくて、大変失礼いたしました。今回は、この尾西市の広報板についての記載がなく、このような形でお出しさせていただきましたが、次回、この掲示板のところへ、尾西市の項目を調査させていただきまして、今、尾西市の助役さんがおっしゃったように、町内会に払い下げ、町内会の管理にするといったことの表現をここに書かせていただきまして、調整方針を、少し修正をかけ、再度次回お出しさせていただこうと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

梶田 信三委員長

よろしいでしょうか、それで。

服部 豊委員

よろしく願います。

梶田 信三委員長

はい、よろしく願います。

ほかに何かご意見がございましたら、お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、この議案につきましても、またお持ち帰りをいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということをお願いいたしたいと思います。

続きまして、第8号のその他事業について、事務局、説明願います。

伊神 正文事務局課長

8ページをお願い申し上げます。

協議総文第8号、その他事業について、協定項目第23-29号でございます。調整方針、読ませていただきます。

1. 総合計画については、新市発足後、新たに策定するものとする。

2. 市民総合相談については、現行のとおり一宮市で実施するものとし、その他の相談については、合併後1年以内に調整するものとする。

3. 指定金融機関、収納代理金融機関等については、一宮市の制度を適用するものとする。また、郵便局での納期内分の取扱いについては、新市で検討する。

4. 個人情報保護制度及び情報公開制度については、一宮市の制度を適用するものとする。

恐れ入ります、協議附属資料、その他事業をお願い申し上げます。

1ページでございます。

1の総合計画、先ほど読ませていただいたとおりでございます。一宮市、尾西市が第5次のそれぞれの総合計画、木曽川町が第3次の総合計画を今お持ちで、これに向けて行政の推進がなされているところでございます。新市発足後、速やかに新たな総合計画を策定してまいりたいということでございます。

次に、2の相談業務でございますが、一番上、行政相談、これについては国の制度でございますので、中部管区の行政評価局というところが窓口でございますが、ここと協議しながら、合併後の体制をどうするのかということ調整してまいりたいということでございます。

次の市民総合相談については、一宮市の思いやり会館というところでやっている事業ですが、これは、尾西市、木曽川町では行われていないようですが、引き続き現行のとおり実施してまいりたいということでございます。

次に、不動産取引、不動産相談と尾西市はなっておりますが、これについては、2市でやっております。合併後どのような形態で続けるのか。1年以内に調整を図ってまいりたいということでございます。

次に、登記相談、これについても、司法書士会に依頼しての相談でございますが、これも一宮、尾西でやっております。どのような形態にするのか、この辺についても1年間ご猶予をいただいて、調整を図ってまいりたいということでございます。

はねていただきまして、2ページでございます。

3の指定金融機関等でございます。指定金融機関は2市1町ともU F Jでございますので、これはそのままということになってまいります。3の収納代理金融機関については、一宮が18行、尾西市が15行、木曽川町が14行ということで、これは一宮市の制度に合わせようということで、より幅広い金融機関で対応していくということでございます。ただ、木曽川町でおやりいただいている郵便局での取り扱いでございますが、これについては、新市の中で、広げるかどうか検討をしてまいりたいということでございます。

次に、4の個人情報保護制度でございます。これは、保護条例というものが一宮と尾西にございます。一宮市の制度に合わせるという調整方針になっております。内容が、1点違うところが、一宮市の場合は、死者のプライバシーも公開を認めているということでございまして、これはどういうことかといいますと、例えば、息子さんが、亡くなったお父さんに何か人権、あるいは名誉にかかわるような事件が起きて、公開を請求した場合、尾

西市の場合はそれが適用できないということになっております。一宮市の場合は、もちろん、対象は限定されることでありますけれども、そういったことの亡くなったお父さんの情報も、相手をその限定して、例えば息子さんとか、娘さんとかということになってまいります。そういった情報も出すということで、より開かれた制度であるということをもちまして、一宮市の制度に合わせるということにさせていただきました。

5の情報公開制度でございます。これは2市1町、情報公開条例が設置されておまして、全文をつぶさに拝見したわけではございませんが、一宮市の場合は平成12年8月1日に施行されており、先進にやっておるようでございまして、尾西市・木曾川町は一宮の条例を参考にされてつくられたというようなことがございまして、先進の一宮ということで、一宮の制度に合わせるというふうにさせていただきました。

3ページには、先進として新居浜市の例を掲げさせていただきました。

以上でございます。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、何かご質問等ございましたらお願いします。

はい、服部委員。

服部 豊委員

質問ではないのですが、情報公開制度で、尾西市で平成14年度の実績がないと書いてありますけれども、私、何回か請求しておりますので、これ、実績なしというのは誤りではないですか。

梶田 信三委員長

事務局、いかがですか。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

服部委員さんがそうおっしゃると。ただ、今申し訳ありません、ちょっと手元の資料では確認できませんので、次回、調査させていただきますして、報告させていただきます。

梶田 信三委員長

服部委員さん、事務局でまた調べていただきまして、次回ご報告をいただけると、このように思います。

ほかにございませんか。

はい、友定委員さん。

友定 良枝委員

すみません、指定金融機関等のところで、ちょっと質問なのですが、郵便局に対して、新市で検討しなければいけないようなことなののでしょうか。郵便局で取り扱うと何か不便があるとか、そういうことなののでしょうか。そこが何かすごい慎重になっているのですが、そここのところを教えてくださいたいのですが。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

郵便局での取り扱いの場合、若干手数料がかかってくるというようなことがあるようでございます。ですから、その住民の方の利便性を優先するのか、そういった費用負担云々をどうするのか、そういったことを総合的に検討してまいりたいということで、合併時には留保させていただいております。

梶田 信三委員長

はい、友定委員。

友定 良枝委員

すみません、その費用負担というのは個人にかかるのか、市というか、行政側が負担しているのか、どちらなのですか。

梶田 信三委員長

事務局。

伊神 正文事務局課長

行政側の負担でございます。

梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

友定 良枝委員

銀行の方では一切かかっていないということなのですよ。

梶田 信三委員長

はい、事務局。

伊神 正文事務局課長

そのとおりでございます。

友定 良枝委員

ありがとうございました。

梶田 信三委員長

他にございませんでしょうか。

他になければ、このことにつきましてもお持ち帰りいただきまして、次回の委員会でご協議をいただくということで、お願いをいたしたいと思っています。

それでは、次に、(3)番の合併協定項目についてを議題といたします。

議会の議員の定数及び任期の取り扱いについてでございます。

前回の小委員会では、説明がありましたので、お持ち帰りをいただきまして、関係方面と協議をいただくということでお願いをいたしました。その議会については、尾西市さんの服部委員さんの方からは意見の表明がございましたけども、在任特例というお話がございました。その結果、木曾川町さんはいかがだったでしょうか。お聞かせいただきます。

川井 勇副委員長

大変失礼をいたします。

実は私ども木曾川町は、10月6日の午前9時30分より、2市1町特別委員会を開催させていただきました。合併協の方全員と友定委員にご出席いただき、誠にありがとうございました。

それで、順序でいきますと建設小委員会からいくのですが、編入問題がございまして、新市建設計画作成等小委員会の方から入りました。その結果、議員全員が委員でございまして、編入に対しましては、お一人の方が少し違った意見を述べられました。それにつきましては、合併の是非を問うものであり、最終的には、合併は住民が決めるものが本当であると、対等の精神で行うべき新設が好ましいと、こういう方がお一人ございました。あとの19名に関しては、やむを得んじやないかと。ただし、対等の資格を持ってしっかりと住民に説明すると、こういうご意見が19名でございます。

そして、今、委員長さんからお話がありました議員の合併協定の問題でございまして、これにつきましても、一議員が社会通念上、人件費の削減が意図であるから、一宮市、尾西市の人口割合を考えれば、特例の の定数特例で行うべきだと思います。48名ですね。こういうご質問が20名中1名でございます。あとの方につきましては、19名とも在任の ・ を適用させていただくと、こういうことございまして、結果としまして、編入の場合の 番の定数特例が1名、在任特例の が6名、 の在任特例が13名、以上、木曾川の方向でございます。ありがとうございました。

梶田 信三委員長

木曾川町さんの議会の方のご意向をお聞きしましたが、尾西市さんは前回、ご意向の発表というか、表明をされました方針といたしますか、協議内容、それでよろしゅうございませぬ。

はい、じゃ、服部委員。

服部 豊委員

議員の定数及び任期の取り扱いについては、前回のこの小委員会でも申し上げましたけれども、私ども委員全員で協議いたしまして、在任特例を適用すべきだということで一致をいたしました。

それで、今、木曾川町さんからこの と というのがあって、 の方が一番多かったというご報告がありました。それで、尾西市においては、このどちらがいいかということについて、数は把握しておりません。この の在任特例プラス定数特例の方がいいというご意見を出された方ももちろんお見えになりました。お見えになりましたけれども、この と でどちらがいいかということで、数を掌握するということまではいっていないのが実情です。

それで、私の意見を申し上げさせていただきますと、確かに、 の方は激変緩和という点では、段階を追っておりますので、一番いいのではないかとは思いますが、ただ、当面在任特例でありますので、78人、議員として存続するということになりますと、これは、会議をどういうところでやるかとかということについては、平成19年4月までは適当な

場所で設置して行うということで、対応はできると思っておりますけれども、その後、4年間は48人、4年後には46人以内ということで、これが何人になるか、実際には、どうも全国的に見ますと、地方自治法上における定数というのは、これは上限ということで、これより低い数字を設定しているところもかなりあるわけですので、そういうことを思いますと、議場との関係で、また何か改造しなくてはいけないというようなことも考えられてくるということを私は懸念するわけですが、この か かということについては、今、尾西の議員がどちらが多いかということは、ここではちょっと申し上げられませんが、申し訳ないんですけど。

それと、もう一つ、特例という表現の仕方について、一言申し上げたいと思うのですが、特例というと、普通何か特別の扱いとかいうようにとられがちですが、これは、法律上の用語がこうなっているだけであって、何も特別な扱いというふうには、私は思うべきではないと思うのです。全国的に合併したところを見ますと、やはりこういう在任特例等とられるところがほとんどではないでしょうか。

状況によっては、例えば、5つも6つも、あるいは10くらいの自治体が合併する場合に、これに在任特例であれば、何百人という議員になってしまい、それはちょっと現実的ではないということで、違う方法をとられるところもありますけれども、この78人という議員数そのものは、そうべらぼうに多いとは言えない人数ではなかろうかなと私は思っております。

そういう点では、特例というものは法律用語であって、特別な扱いというふうには理解しない方がいいのではないかと、このことを申し上げておきたいと思っております。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

尾西市さん、木曾川町さんからの議会の様子をここでご報告をいただきました。

一宮の場合も、議会運営委員会でこの問題について協議をさせていただきました。いろいろな意見もございました。ただ、集約的に大体大まかに言えば、在任特例でいいじゃないかと。ただし、一番、もう次回からはちゃんと46人以内で選挙をするというご意見が大半でありました。

ただ、他の委員さんもお見えになりますので、その皆さんのご意見も聞きながら、最終的な判断は、また出したいと、こういう結論でございましたので、また、各委員さんからいろいろ忌憚のないご意見をお聞かせお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

はい、友定委員。

友定 良枝委員

すみません。私の意見を言わせていただきますと、私は条件つき の在任特例がいいなと思っております。一番大事なことは、民意の反映と人件費の削減、経費の問題だと思います。それで、そのやはりいきなり50日間、日にちがあいて選挙となると、民意が届かないという心配もあるものですから、これがいいかなと思ったんですけど。

この資料の21ページに、参考法令のところ、公職選挙法で第15条というのがあるので

すけど、「市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる」と書いてあるんですけど、一宮が3,000の選挙、尾西が1,000の選挙、木曽川が500、600の選挙と聞いたんですけど、用意ドンでいきなり投票となると、やっぱり私は木曽川だから木曽川を入れるというわけじゃないと思いますけど、議員さんの人柄とか、実績とかで選ぶとは思いますが、やはり不利になるんで、そのときの国勢調査の人口に基づいて、議員さんの定数を決めるというふうな、こういう条件を付けて、選挙をしてという 番でお願いしたいと思います。

梶田 信三委員長

はい、友定委員さんの方、在任特例ということのご意見がございました。

他の委員さんはいかがでしょう。

はい、橋本委員さん、どうぞ。

橋本 照夫委員

私どもの服部委員さんから発言がありましたけれども、特例という言葉は云々とおっしゃられたのですが、正直申し上げて市民の感覚からいけば、はっきり言えば尾西市も木曽川町も、この合併の時点でなくなるわけですから、本質的に言えば、これは失職なんですよ、当然のことながら。でも、それでは行政を司っていただく流れというものが途切れてしまいますから、これは、継続してお願いをします。我々市民の代表としてお願いをします。それは、地域エゴでも何でもなく、やはりそういうことがスムーズな流れをつくるのに必要だろうと思うのです。

ですから、今 番の方が云々ということをおっしゃいましたが、私は 番がいいのではないかなというふうに思います。大勢の議員さんが一堂に会して云々ということですが、こんなことは別に悩む必要もないほどのことだろうと思いますので。ですから、これも個人差がありましようけども、やはり一般の皆さんに聞けば、その時点で減らせばいいという、市民感情からいうと、そういうところへ来るような気がするんですが、それでは、行政がスムーズにいかないのではないかなという気がして、 をあえて選択を、私の意見としてはさせていただくといかないかなというふうに思います。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。どうでしょうか。

これは、新設合併か編入合併かという、今、新市建設計画作成等小委員会の方で検討されて、どうやら編入というようなことで結論を出されているようでございますけども、まあ全体会議で決められることですから、最終的には、このような方向でありますけれども、そんなことを見据えた上で、ただいま在任特例と、プラス定数特例とか、そういうようなご意見、いろんなご意見がございましたけども、ほかにどうでしょうか。何かあれば。

はい。

服部 豊委員

それは、 か どちらかということになれば、 番の方がいいということになるわけで

すけれども、とりあえずは、それは、どちらかということであれば、 番の方がいいということをおし上げたいと思いますけれども、 番でないのだめだよとまではおし上げませんので、そういうことをご了承いただきたいと申します。ただ、 番ですと、先ほど友定さんの言われたご意見も、ここだと反映されるということにもなるわけですけどね。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

ほかに、もしご意見がなければ、いろいろそれぞれご意見をいただきましたので、いろんな意味で、これは大変身分に係ることで慎重な検討が必要でございますけれども、皆様方の、今、各委員さんのご意見を踏まえながら、次回は集約するという意味で、事務局の方でたたき台として案を、提案を、試案を出していただきたいと、このように思っておりますので、それをもとに、また、最終的な協議を進めていただきたいと申します。

なお、合併の方式が、編入というような方向で進んでおりますけれども、その方向が決まれば、そのパターンでの定数と任期のパターンを示していただくということになると思っておりますので、よろしくお願ひします。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局の方で、対応をよろしくお願ひいたします。

また、委員の皆様におかれましては、本日、協議内容を踏まえつつ、また、いま一度お持ち帰りいただきまして、また、関係の皆さんのご意見をお聞きくださるかと思っております。

それでは、その他でございますが、総務文教小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

森 輝義事務局長

それでは、9ページ資料9をご覧くださいと思います。

その他につきましてご説明申し上げます。

次回「第3回総務文教小委員会」は、平成15年11月26日水曜日午後2時からを予定しております。開催場所は、次回第3回と第4回につきましては、一宮地場産業ファッションデザインセンターで開催いたします。また、改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

その他につきましては、以上でございます。

梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。以上ですね。

では、次回、第3回の総務文教小委員会は、平成15年11月26日水曜日午後2時から、一宮地場産業ファッションデザインセンターで開催をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

長時間にわたり、大変ご熱心にご協議をいただきましてありがとうございます。本日

予定をいたしておりました議題は以上でございます。

以上をもちまして、総務文教小委員会、第2回の委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後4時05分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年11月7日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)